

作成日 2011年06月06日  
改訂日 2017年12月28日

## 製品安全データシート

### 1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称	JAMES試薬
会社名	バイオメリュー・ジャパン株式会社
住所	〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-7 赤坂溜池タワー2F
担当部門	薬事部
電話番号	03-6834-2666
緊急時の電話番号	03-6834-2718
FAX番号	03-6834-2667
推奨用途及び使用上の制限	試薬

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理的・化学的危険性	引火性液体 区分外 自然発火性液体 区分外
健康に対する有害性	皮膚腐食性・刺激性 区分1C 眼に対する重篤な損傷・眼刺激性 区分1 呼吸器感作性 区分1 特定標的臓器毒性(単回暴露) 区分2(呼吸器系) 特定標的臓器毒性(反復暴露) 区分2(歯、呼吸器系)
環境に対する有害性	水生環境急性有害性 区分1 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

#### GHSラベル要素 シンボル



注意喚起語	危険
危険有害性情報	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起すおそれ 呼吸器系の障害のおそれ 長期又は反復ばく露による歯、呼吸器系の障害のおそれ 水生生物に強い毒性
注意書き	
安全対策	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。 換気が十分でない場合には、呼吸用保護具を着用すること。 取扱い後はよく手を洗うこと。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 環境への放出を避けること。
救急措置	吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

呼吸に関する症状が出た場合には、医師に連絡すること。  
 皮膚又は髪に付着した場合、直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ又は取り除くこと。皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。  
 眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。  
 飲み込んだ場合、口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。  
 漏出物は回収すること。  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。  
 施錠して保管すること。  
 内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

保管  
 廃棄

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
Compound J2183	<0.7%		企業秘密		
塩化水素 (塩酸1N)	<4.0%	HCl	(1)-215		7647-01-0

分類に寄与する不純物及び安定化添加物

情報なし

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 塩化水素(政令番号:98)(3.65%)

4. 応急措置

吸入した場合

被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

直ちに医師に連絡すること。  
 直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと、又は取り去ること。  
 直ちに医師に連絡すること。  
 皮膚を速やかに洗浄すること。  
 皮膚を流水またはシャワーで洗うこと。  
 汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合

直ちに医師に連絡すること。  
 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

飲み込んだ場合

直ちに医師に連絡すること。  
 口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤

粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。

使ってはならない消火剤

棒状注水。

特有の危険有害性	<p>火災によって刺激性、腐食性及び／又は毒性のガスを発生するおそれがある。                  金属と接触すると、引火性の水素ガスを発生するおそれがある。                  加熱により容器が爆発するおそれがある。                  一般金属と接触すると爆発性水素ガスが放出される。</p>
特有の消火方法	<p>危険でなければ火災区域から容器を移動する。                  容器内に水を入れてはいけない。                  消火活動は、有効に行える最も遠い距離から、無人ホース保持具やモニター付きノズルを用いて消火する。                  消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。</p>
消火を行う者の保護	<p>消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。                  関係者以外は近づけない。                  作業者は適切な保護具(8. 曝露防止措置及び保護措置の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。                  適切な防護衣を着けていないときは破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。                  風上に留まる。                  低地から離れる。                  立ち入る前に、密閉された場所を換気する。                  河川等に排出され、環境へ影響を起ささないように注意する。                  環境中に放出してはならない。</p>
環境に対する注意事項	<p>不活性材料(例えば、乾燥砂又は土等)で流出物を吸収して、化学品廃棄容器に入れる。</p>
回収、中和	<p>ソーダ灰の希釈アルカリ溶液又は石灰によって中和する。</p>
封じ込め及び浄化の方法・機材	<p>危険でなければ漏れを止める。                  少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で覆い更にプラスチックシートで飛散を防止し、雨に濡らさない。                  除去後、汚染現場を水で完全に洗浄する。</p>
二次災害の防止策	<p>すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。                  排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。                  容器内に水を入れてはいけない。</p>

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い		
	技術的対策	『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
	局所排気・全体換気	『8. 曝露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
	安全取扱い注意事項	<p>火気注意。                  接触、吸入又は飲み込まないこと。                  空気中の濃度を曝露限度以下に保つために排気用の換気を行うこと。</p>

保管	接触回避	取扱い後はよく手を洗うこと。 環境への放出を避けること。 『10. 安定性及び反応性』を参照。
	技術的対策	保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
	混触禁止物質 保管条件	『10. 安定性及び反応性』を参照。 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。－禁煙。 酸化剤から離して保管する。 容器は直射日光を避けること。 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。 施錠して保管すること。
	容器包装材料	国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 曝露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(曝露限界値、生物学的曝露指標)	
		日本産衛学会 (2010年版)	ACGIH (2010年版)
コンパウンドJ2183	未設定	未設定	未設定
塩化水素	未設定	【最大許容濃度】 5ppm (7.5mg/m3)	STEL C 2ppm

設備対策  
本製品を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置すること。  
高熱取扱いで、工程で蒸気、ヒューム、ミストが発生するときは、空気汚染物質を管理濃度・許容濃度以下に保つために換気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具  
換気が不十分な場合には、呼吸器保護具を着用すること。

手の保護具  
保護手袋を着用すること。  
ニトリルゴム及び塩ビは適切な保護材料ではない。  
ネオプレンが推奨される。  
飛沫がとぶ可能性のあるときは、全身の化学用保護衣(耐酸スーツ等)を着用する。

眼の保護具  
眼の保護具を着用すること。  
化学飛沫用のゴーグル及び規格にあった顔面保護具を着用すること。  
安全眼鏡を着用すること。撥ね飛び又は噴霧によって眼及び顔面接触が起こりうる時は、包括的な化学スプラッシュゴーグル、及び顔面シールドを着用すること。

皮膚及び身体の保護具  
保護衣、顔面用の保護具を着用すること。  
一切の接触を防止するにはネオプレン製の、手袋、エプロン、ブーツ、又は全体スーツ等の不浸透性の防具を適宜着用すること。  
しぶきの可能性がある場合は、全面耐薬品性防護服(例えば、酸スーツ)及びブーツが必要である。

衛生対策  
取扱い後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状态 形状 色	液体 液体(5mlアンプル) データなし
----	------------------	----------------------------

臭い		データなし
pH		約0.1(推定) 強酸性
融点・凝固点		59-60°C
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	データなし
	上限	データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度(空気=1)		データなし
比重(密度)		1
溶解度		水に溶解し、酸性を示す。
n-オクタノール/水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
蒸発速度(酢酸ブチル=1)		データなし
燃焼性(固体、ガス)		該当しない
粘度		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の取り扱い温度、圧力のもとでは安定である。
危険有害反応可能性	塩化水素は金属を腐食し、可燃性の水素ガスを発生する。
避けるべき条件	光、加熱。
混触危険物質	強酸、強塩基。
危険有害な分解生成物	塩化水素: 有毒な塩素ガス、可燃性の水素ガス。 J 2183 : 一酸化炭素、二酸化炭素。

11. 有害性情報

急性毒性	経口	データ不足のため分類できない。 区分3: 塩化水素 LD50(ラット)=238mg/kg
	経皮	データ不足のため分類できない。
	吸入(気体)	製品の形状がGHS定義による液体のため分類対象外に該当する。
	吸入(蒸気)	データ不足のため分類できない。
	吸入(粉じん)	製品の形状がGHS定義による液体のため分類対象外に該当する。
	吸入(ミスト)	データ不足のため分類できない。 区分2: 塩化水素 LC50(ラット)=0.42mg/L(4h)
皮膚腐食性・刺激性		国連分類: Class 8, PG III の記述(bio Merieux sa 製品MSDS (2009/05/25))により、GHS:区分1C「重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷」に該当する。 区分2(EU: R38) : compoundJ2183
眼に対する重篤な損傷・刺激性		塩化水素が区分1、成分濃度の合計が濃度限界(3%)以上のため、GHS:区分1「重篤な眼の損傷」に該当する。
呼吸器感作性		塩化水素が区分1で濃度限界(0.2%)以上のため、GHS:区分1「吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息又は呼吸困難を起こすおそれ」に該当する。
皮膚感作性		データ不足のため分類できない。
生殖細胞変異原性		データ不足のため分類できない。
発がん性		データ不足のため分類できない。
生殖毒性		データ不足のため分類できない。

<p>特定標的臓器毒性(単回暴露)</p>	<p>成分濃度が濃度限界(≥1.0%、&lt;10%)の区分1の成分は塩化水素(呼吸器系)であるため、GHS:区分2(呼吸器系)「呼吸器系の障害のおそれ」に該当する。</p> <p>区分3(気道刺激性): compound J2183 (区分3(気道刺激性)を標的臓器(呼吸器系)に含めた。)</p>																						
<p>特定標的臓器毒性(反復暴露)</p>	<p>成分濃度が濃度限界(≥1.0%、&lt;10%)の区分1の成分は塩化水素(歯、呼吸器系)であるため、GHS:区分2(歯、呼吸器系)「長期又は反復暴露による歯、呼吸器系の障害のおそれ」に該当する。</p>																						
<p>吸引性呼吸器有害性</p>	<p>データがなく分類できない。</p>																						
<p>12. 環境影響情報</p>																							
<p>水生環境急性有害性</p>	<p>区分1: 塩化水素 甲殻類(オオミジンコ)48時間 EC50=0.492mg/L 本製品は1N塩酸が主成分であり、EC50の値を超える高濃度(36.4g/L)で塩化水素が含有されているため、区分1「水生生物に強い毒性」に該当する。</p>																						
<p>水生環境慢性有害性</p>	<p>データ不足のため分類できない。</p>																						
<p>13. 廃棄上の注意</p>																							
<p>残余廃棄物</p>	<p>廃棄の前に、可能な限り無害化、安定化及び中和等の処理を行って危険有害性のレベルを低い状態にする。</p> <p>強酸性であるため、アルカリで中和した後処理すること。</p> <p>廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。</p> <p>特別管理産業廃棄物のため、廃棄においては特に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の特別管理産業廃棄物処理基準に従うこと。</p>																						
<p>汚染容器及び包装</p>	<p>容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。</p>																						
<p>14. 輸送上の注意</p>																							
<p>国際規則</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>海上規制情報</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>IMOの規定に従う。</p> </td> </tr> <tr> <td>UN No.</td> <td>1789</td> </tr> <tr> <td>Proper Shipping Name</td> <td>HYDROCHLORIC ACID</td> </tr> <tr> <td>Class</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Packing Group</td> <td>Ⅲ</td> </tr> <tr> <td>Marine Pollutant</td> <td>Not Applicable</td> </tr> <tr> <td>航空規制情報</td> <td>ICAO/IATAの規定に従う。</td> </tr> <tr> <td>UN No.</td> <td>1789</td> </tr> <tr> <td>Proper Shipping Name</td> <td>Hydrochloric acid</td> </tr> <tr> <td>Class</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>Packing Group</td> <td>Ⅲ</td> </tr> </table>	<p>海上規制情報</p>	<p>IMOの規定に従う。</p>	UN No.	1789	Proper Shipping Name	HYDROCHLORIC ACID	Class	8	Packing Group	Ⅲ	Marine Pollutant	Not Applicable	航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。	UN No.	1789	Proper Shipping Name	Hydrochloric acid	Class	8	Packing Group	Ⅲ
<p>海上規制情報</p>	<p>IMOの規定に従う。</p>																						
UN No.	1789																						
Proper Shipping Name	HYDROCHLORIC ACID																						
Class	8																						
Packing Group	Ⅲ																						
Marine Pollutant	Not Applicable																						
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。																						
UN No.	1789																						
Proper Shipping Name	Hydrochloric acid																						
Class	8																						
Packing Group	Ⅲ																						
<p>国内規制</p>	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>陸上規制</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>非該当</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>海上規制情報</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>船舶安全法の規定に従う。</p> </td> </tr> </table>	<p>陸上規制</p>	<p>非該当</p>	<p>海上規制情報</p>	<p>船舶安全法の規定に従う。</p>																		
<p>陸上規制</p>	<p>非該当</p>																						
<p>海上規制情報</p>	<p>船舶安全法の規定に従う。</p>																						

	国連番号	1789
	品名	塩酸
	クラス	8
	容器等級	Ⅲ
	海洋汚染物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。
	国連番号	1789
	品名	塩酸
	クラス	8
	等級	3
特別の安全対策		<p>輸送の前に容器の破損、腐食、漏れ等のないことを確かめる。</p> <p>輸送に際しては、直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れを生じないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行う。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>他の危険物のそばに積載しない。</p> <p>他の危険物や燃えやすい危険物に上積みしない。</p> <p>輸送時にイエローカードを携帯する。</p>
緊急時応急措置指針番号		157
15. 適用法令		
労働安全衛生法		名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(塩化水素)
大気汚染防止法		<p>特定化学物質第3類物質(特定化学物質等障害予防規則第2条第1項第6号)(塩化水素)</p> <p>有害物質(法第2条第1項3、施行令第1条)(塩素及び塩化水素)</p> <p>特定物質(法第17条第1項、施行令第10条)(塩化水素)</p>
廃棄物処理法		特別管理産業廃棄物(法第2条第5項、施行令第2条の4第2号)(廃酸)(pH2.0以下のもの)
労働基準法		疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条・別表第1の2第4号1・昭53労告36号)(塩酸(塩化水素を含む))
船舶安全法		腐食性物質(危規則第3条危険物告示別表第1)
航空法		腐食性物質(施行規則第194条危険物告示別表第1)
16. その他の情報		
連絡先		バイオメリュー・ジャパン株式会社
参考文献		<p>NITE GHS分類公表データ</p> <p>EU CLP Regulation, AnnexVI</p> <p>医薬品医療機器総合機構「アピNH」資料</p> <p>RTECS(2006-2009)</p> <p>bioMerieux sa 製品MSDS (2009/05/25)</p> <p>記載内容は、一般に入手可能な情報及び自社情報に基づいて作成しておりますが、現時点における化学又は技術に関する全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。又、注意事項は、通常取り扱いを対象としたものであります。特殊な取り扱いの場合には、この点のご配慮をお願いします。</p>